

# 第二期地方分権改革の推進と地方税財源の充実確保

(内閣府，総務省，財務省)

## 【提案の要旨】

- 1 「地方にできることは地方が担う」という原則の下，国と地方の役割分担を見直し，一体的な権限・事務・税財源の移譲を行うこと。
- 2 国による関与，義務付けや国庫補助金を廃止・縮小し，関係する国の地方支分部局等の廃止・縮小を行うことにより，国と地方の二重行政を解消すること。
- 3 地方税の充実強化と偏在性の少ない地方税体系の構築を図ること。
- 4 地方交付税総額の復元・増額と機能堅持を図ること。

## 【提案の理由】

政府の「地方分権改革推進委員会」では，関係府省からヒアリングを実施するなど精力的な議論が進められ，本年5月に国と地方の役割分担の基本的な考え方や個別行政分野の抜本的な見直しなどを内容とする「第1次勧告」が取りまとめられた。

この1次勧告において，これまで省庁が消極的な対応に終始していた国から地方への権限移譲について，一步踏み込んだ勧告がなされたことは，評価すべきであるが，政府の地方分権改革推進本部の方針決定においては，明らかに勧告から後退した内容や検討の先送りが見受けられるなど，第二期地方分権改革の実現へ向けた道のりは，依然として厳しいと言わざるを得ない。

真の地方分権を確立するためには，国と地方の役割分担の根本的な見直しを行った上で，その役割分担に応じた事務・権限及び税財源の再配分を一体的に行うことによって，地方の自治体経営における自主性，自立性を確保することが不可欠であり，我々が求める地方分権の意義や地方分権改革推進法に定める基本理念の下，途半ばにある地方分権改革を一体的に推進し，かつ早期に実現する必要がある。

## 【提案の具体的内容】

### 1 国と地方の役割分担の見直し

地方の権限と責任を大幅に拡充し，基礎自治体と広域自治体がそれぞれの役割分担に応じて自主的，自立的な行財政運営を行えるよう，地方分権改革推進法に定める基本理念に沿った国と地方の役割分担の見直しに大胆に取り組むこと。

とりわけ，一般国道の直轄区間や一級河川の直轄区間の移管，農地転用に係る国の許可権限や保安林に係る国の指定・解除権限の移譲など，地方分権改革推進委員会の第1次勧告の内容を真摯に受け止め，真に地方分権の理念に沿った大胆かつ着実な改革を進めること。

## 2 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

1 次勧告で示された趣旨に沿って、国から地方への事務・権限の移譲、国の過剰な義務付けや関与の廃止・縮小などを積極的に進めるとともに、関係する国の出先機関の廃止・縮小を行い、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化等の改革を一体的に推進すること。

## 3 地方への権限移譲等に伴う適切な財源移転

国から地方への事務・権限の移譲、国の出先機関の廃止・縮小に伴う地方への移管に当たっては、国において組織体制や人員などを十分にスリム化した上で移譲を行い、地方において移譲事務を賄うことが十分可能な一般財源として適切な財源移転を行うこと。

## 4 「(仮)地方行財政会議」の法律による設置

政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させるため、「(仮)地方行財政会議」を法律によって設置すること。

また、政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努力すること。

## 5 国庫補助負担金の改革

(1) 国庫補助負担金の廃止・縮減は、地方分権の観点から、国と地方の役割分担、国からの権限移譲や関与を抜本的に見直した上で、税財源移譲と一体的に行うべきであり、第二期改革による見直し後も地方が実施する事業については、その所要額すべてを税財源移譲に含め一般財源として措置すること。

(2) 国庫補助負担金の廃止を行う一方で、従前の国庫補助金と同一又は類似の目的、内容を有する国庫補助負担金、交付金、統合補助金を創設しないこと。

〔具体的な問題点の例：巻末別表のとおり〕

(3) 国直轄事業負担金については、自治体に対して個別に財政負担を課する極めて不合理なものであることから、これを廃止すること。特に、維持管理費に係る国直轄事業負担金は、本来、管理主体が負担すべきことからこれを早急に廃止すること。

## 6 地方税の充実強化と偏在性の少ない地方税体系の構築

(1) 税源の少ない地方にあっても、地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を行うことができるよう、国と地方の税源配分を見直し、国税と地方税の割合を、まずは5対5とすること。

その大前提として、地方交付税の財源調整機能、財源保障機能を充実・強化するなど、税源の乏しい団体についても地方税、地方交付税を含めた一般財源総額が確保されるよう適切な配慮をすること。

(2) 本年度創設された「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」制度は、税体系の抜本的改革が行われるまでの暫定措置であり、早期に地方消費税の拡充などを基本とした地方税制の本質的な改革を行い、偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の構築を実現すること。

## 7 地方交付税総額の復元・増額と機能堅持

- (1) 地方交付税は、すべての地方公共団体において、学校教育、社会福祉、社会資本の整備や維持、消防、警察等の基本的な行政サービスを提供できるよう、地方税の地域間偏在を調整し、財源を保障するために必要不可欠な地方固有の財源であり、決して国の財政再建のために削減すべきではない。

平成21年度の予算編成に当たっては、三位一体改革による不合理な削減分を復元し、地方財政計画への地方の財政需要の適切な積み上げなどを通じ、地方公共団体の自主的・自立的な行財政運営に支障が生じないように地方交付税総額を充実・確保すること。

なお、地方交付税は一般財源であり、国は個別分野の予算執行状況をとらえて、地方公共団体の自主的な財政運営を阻害するような行為は厳に慎むこと。

- (2) 景気対策や政策減税、財政対策等により、国が過去に約束した地方債の元利償還金等に対する交付税措置については、確実に履行すること。また、交付税を政策誘導の手段として利用することは、縮小・廃止すること。
- (3) 新型交付税の算定においては、配分額の変動によって、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないようにすること。

また、都市部と地方部の財政力の格差を十分に踏まえ、小規模な地方公共団体の財政運営に配慮した交付税配分となるよう適切な段階補正を行うなどの措置を継続的に講じること。

- (4) 地方交付税が地方固有の財源であることを明確にするため、名称を「地方共有税」に変更するとともに、国の裁量により一方的に削減されることのないよう国の特別会計に直接繰り入れを行うこと。